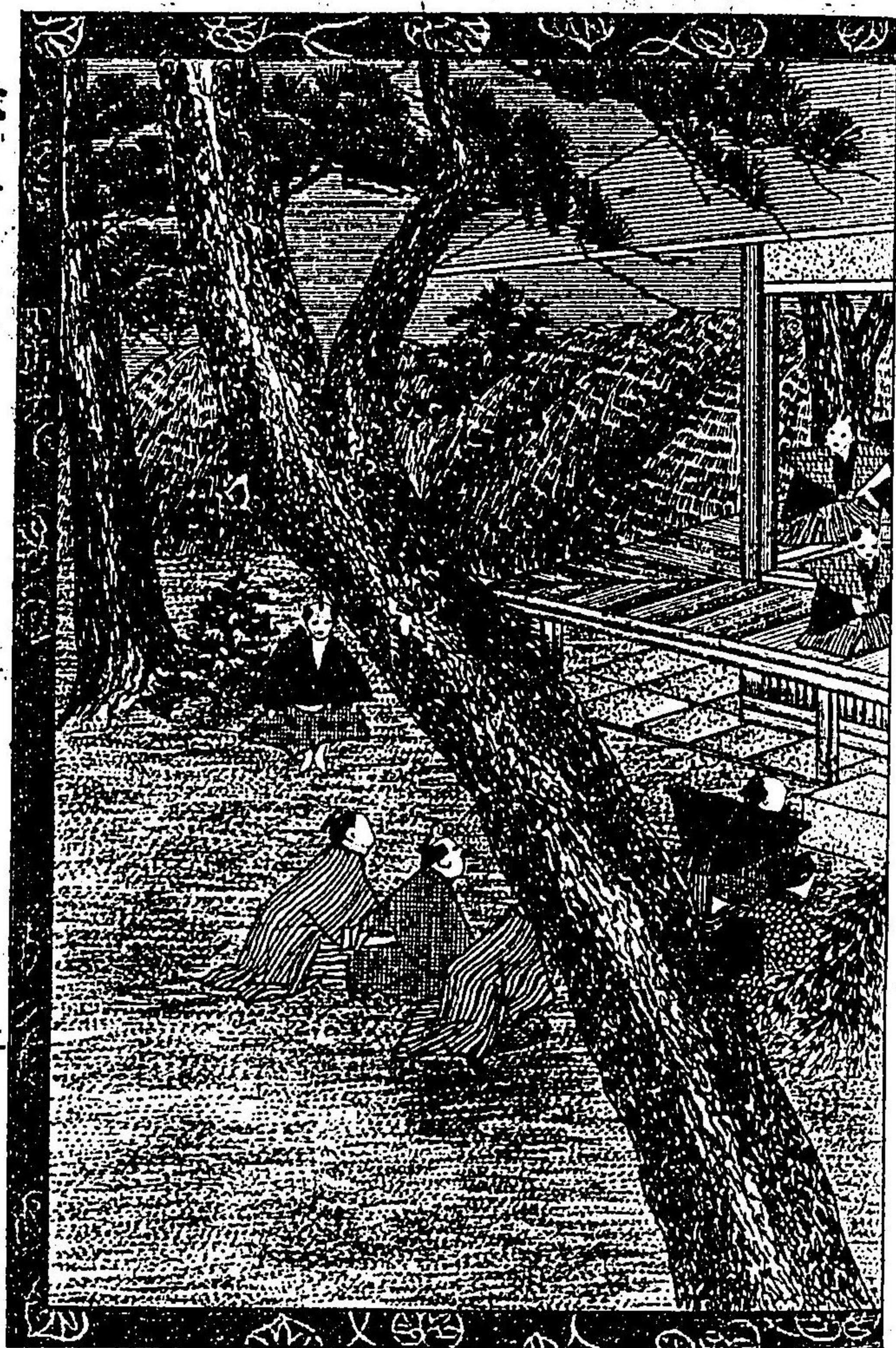




松前屋



松前屋

吹上記録所  
 松前  
 屋一属の者  
 と吟味に





松前屋五郎兵衛

松前屋義勇傳

惣渠 増田蘭谷編述

第一回 五郎兵衛武備心得の事

仲居曰文字あるもの必武備ありと勇士ハ其元を失ふを  
 忘れぬ志士ハ溝壑に在ることを忘る言へり爰不寛永の昔  
 武蔵國宮戸川のやとり浅草諏訪町に住り松前屋五郎兵  
 エとて穀物を商ふもの有けるが或る日其町内の酒肆に侍二  
 三人來り酒興のうへ狂亂し家内ときりちり戸障子建具オ  
 と破損し狼藉いもんうこあく亭主の難儀及ふると大方あら  
 されハ五郎兵衛の町内の事あら彼場所へ立越へ侍に宅を申  
 入れ亭主如何の儀仕り御憤り御尤まの御得共何分も御用  
 捨てされ何卒御刀を納められ御帰宅下されぬこの上幸  
 ありとゆありと下亭に宅を納められとも固より傍若無人の侍あら已れ

素町人の分ざいとて慮外ありとて拔持しつゝ刀をく五郎兵工へ  
 構へ掛りけられ五郎兵工心得りと身を崩さ何より見廻し身  
 構へしつゝ先へかりし一人を引かぐし身をくると見へし  
 五間より投出し残る二人の大ませきこき只一刀と切付るをひ  
 りりと外へ後へ廻り二人の首筋掴んで投出せし二人ありし門  
 口へ投出されしは此勢ひふへきなきしとて見へられし五郎  
 兵工声高は申す侍衆へ丁寧は取扱へしつゝより狼藉不頼  
 長居致されし御奉行所へ召連訴申すといふより早く三人  
 の侍は何國ともなく逃失せけり此時始て町内のものハ松  
 前屋り業へ人間の所為と思はれぬと皆く驚きける此沙汰  
 世間へなると聞へけれ隣町の若者共五郎兵工の劍術の名人と見  
 へし連師匠と頼まざるに依て是非なく替古と始めし門人数  
 百人に及びける爰にまて浅草新堀端島田藤左門といふ藤本

みく劍術の上手當時名人との聞へありて藤本衆の指南より  
 門弟数多ありし中にも内田惣左エ門川崎与五左エ門といふ  
 藤本の西人の高弟より折々の師範の名代と勤めけるは此  
 の人々を始め門人の藤本衆大勢集りしにや此より承る  
 諏訪町は松前屋五郎兵工と申すの劍術の指南致すより門  
 人も相應はるれありし先生の御近所も憚りしを町人の分  
 とし不届至極な存するあり願くは召呼せしめし打  
 のあり指南を止させゆなりといふと申さればいりしも町  
 人の身分劍術の指南もあつた併ありし呼ぶ遣はると  
 も中へ憶へて恭すといひければ藤左エ門はこれと聞  
 めりし蛇のふらむとて随分恭すべしと思あり何れも  
 せよ明日の呼寄内田川崎殿の御両所ハ高弟のことよりあれ  
 ば真先立合ふ及ぶれ成々一仕損トあはれ我く則より只一刀

一斬捨る町人の慮外者と町奉行へ相届けゆは、何の子細を  
あらん殊ふ町奉行原伊豫守の御存の通り我為は、舅あり旁  
以て公辺の事、六ヶ敷有まど五郎兵工方へ拂米有うし、  
ろく之申遣りあり、已が商賣の事あれ、速ふ忝るべし、其時  
有無と言ふ立合申付あり、おあわす、いづれ各これ  
あいさくあり、然らば今晩人を遣り、置明朝参り、取り計  
ふべしと有るれば、是を承り先今日の御暇仕り明朝参  
上致し、べしとて面々暇を告て自宅へこそ帰りたり

第二回

御旗本衆手合并ニ五郎兵工働きの事

斯く島田藤左エ門の家来と呼び申付るなり、其方只全より浅  
草諏訪町松前屋五郎兵工と申者の方へ罷越拂米これ有る所  
明朝参り申べきよし、篤と申聞せ、忝るべしと申付け、れの家  
来の畏れとて、則五郎兵工方へ立越りけり、我々の島田藤

左エ門の家来あり、ゆが主人申付、拂米これある、同御太儀の  
ぐ、明朝屋敷迄参り、呉る言付ありと申付け、ハ五郎兵  
工承りて、畏りゆあり、御屋敷の何せあるやと尋ね、ハ新堀  
端まで島田と御尋ね、ハ早速相分り申べしと使ハ早々罷  
帰主人より、と告けれ、ハ藤左エ門の悦び、明朝こそ、ハ彼れが  
百年めあり、内田川寄オ、と去り、打のめき、とて夜の明  
るを遅しと待居けり、ま、門弟の旗本衆内田川寄を始と  
て各集り、先生い、と待居ける、處へ五郎兵工ハ神あり、ぬ身の  
いうを、知るべき、差竹腰、ハ挿、ハ島田のヤ、きへ急ぎける、  
島田の屋敷へ来、ハ案内と乞う、取次の口の立出、何れより  
来り、と尋ね、ハ私儀ハ諏訪町に任居、ハ松前屋五郎兵  
工と申穀物の商人より、ハ昨夜御使、ハ忝上仕、ハありと  
申けれ、ハ待設け、ハ事あれ、ハ藤左エ門、早々通、ハと申



驚きこれに存もすぬことありあり私儀の商人あれの武藝あとの  
 こと一向存申さば此儀に平入御免下さるべしと申けられ並び  
 居る大勢の人ぐ口ぐ五郎兵衛立合よ及まんよ左あきふ柱て  
 この場ハ立さぬをといふふくと罵りぬれ五郎兵衛今ハ是非わ  
 私儀町人の身あれハ幼少の時いきりむ古い一儀あれハ未熟な  
 う御相手仕べしと言けん各面白く先我お罷出べし  
 いや我出べしと皆く町人と侮りて立合を好しける處ハ藤左門  
 の言るや各方先御指あられ内田氏御立合あるべしと師の差因  
 小固より惣左門好む愛あれハ畏りゆとてせき立けるよ五郎兵衛羽  
 ぬぎ捨尻ひつりけ用意よこと及びけ其時道場の真中ハ木太  
 刀二本と押据さる惣左門ハわりの木太刀の取ついで五郎兵衛  
 と打つ掛るに心得りりと受流し五秘術と盡し打合けり五  
 郎兵衛のりり打込太刀と惣左門ハ受損し肩先と碎きとりりよ

打込れ尻居ふとと例せたりとれを見て一坐のものをい見合て尻  
 込しを見へる藤左門ハ大よせきこと川崎氏出られよと差因  
 小依り木刀を取打りければ五郎兵衛心得りりと受流し髪を  
 大事と打合り町人あつても五郎兵衛少もひるむさきや双方飛  
 鳥のごとく上段下段と戦ひハ目覚しりける有様あり島田ハ歯がと  
 なし已れ川崎負あれ我真剣と以て只一打とて舌を呑んで見物と  
 然るよ五郎兵衛終練や増りけんとい一声叫と見へり川崎ハ眉目打れ  
 て倒れ伏せ藤左門是と見え已れ意外ありと言あけ板打切付ると五  
 郎兵衛早身と変し是ハ殿様如何あれいと語りまやうと腕  
 掴んで二三斗りも投出されんといさま廣庭へ躊躇り志おとて見へり  
 けり門人の者共恐れをあらし出る者一人もあがりける五郎兵衛ハ羽織  
 とりて飛ぶごとく欠出し我家ふこと帰りけり

第三回 島田藤左門川崎内田と謀計三まの家来訴人の事

板に藤左門の夢あり見し心地一内田川寄の西人は向ひ拙者一流の  
 興と極め申す五郎兵工如き負うところあり察せしむ彼は魔法は相違  
 ありをと言合へらちもあき事なり然るも門弟中より外郎悪き故程能  
 申あり皆々を帰しし高弟の川寄と此鬱憤を晴さ  
 さんものと島田西人の耳ふ口寄せ悪策とを廻らし藤左門ハ  
 手と打て下女を招き酒肴肴持らへさせ自分仕の奴隷ども并は御  
 客の御家来は用事あり庭へ廻るべしと申付けしは奴隷どもは今頃御用  
 くらぬ事ありとつてあつて五人庭へ廻りけん熱て用意酒肴と賜  
 ふ仲間どもは案は相違の悦びを見込悪策と施し其上銘の体は疵付  
 一々所付一分違をべしといひん欲目あき小ものども二所三所と  
 疵付血まじり乱髪之姿とあり五人の者共直は所奉行所へ尺は松前屋  
 五郎兵工と云無法の盗賊ふりの如く致さん其上懐中の金銭も奪られ  
 りと申立私共此体よて主人方へ帰るこゝ出来不申故御慈悲を以て主

人宛へ右の次第漸談下され度と願出其五郎兵工とやらは浅草草諫訪  
 町あり穀物渡せし一けり内実の盗賊のよしありと訴るん奉行原伊  
 豫守早速各捕方申付捕縛して来りしは伊豫守尋らる其方  
 今日御旗本の家来と途中より無躰に喧嘩と仕掛打擲しつれ  
 疵を付其上懐中物を盗み取ゆ段不届至極ありと有るんは五郎兵工ハ  
 大ひふ驚きこの存も奇りし御吟味恐入奉りゆ私儀穀屋渡世仕  
 心得とも申す左様ある儀仕ゆ覚一向これありと申上るんは伊  
 豫守聞き己き盗人丈ぐらゝとわら眼前奴僕どもの疵より血の流れて居  
 るこそ証據ありと嚴敷吟味し今ハ五郎兵工も余儀あり然れハ通り  
 申上べし昨日新堀端御旗本島田藤左門様より御拂米のこれあり  
 申付未上仕へしとの御使ニゆ程早速未上仕ゆ爰其儀あり御術立合  
 致べき段御聞けられ驚入再應御免と願ひられども御聞かへ若立  
 合を拒むも此場立せぬとの御難題故恐入心得らぬ致しや御相



てまゝあり  
手は罷成内田様川寄様とやうに  
御高第のよう...この御両所  
様の御相手仕存寄らうぞ  
秘打勝の

新堀端島田  
藤左門やき  
は松前屋と

五郎兵衛



島田様の大御憤り  
御手討の...

引外  
馳  
引外  
馳  
引外  
馳

会考見  
得え  
右  
おの  
意趣  
と御  
家来  
衆

劍術の仕合  
と為す

島田藤左門



口んとの  
外存  
申上  
先  
申付  
早

島田川寄内田三人へ使者を以て去る所のよしと申遣り尋ねられ  
 三人の者それ以外の外儀批者ともは於て覚へる彼曲者ハうく  
 れるを盗賊あり御吟味の節家来の手負を御覽有ても明白  
 相分りゆありと答へん伊豫守殿思ふや片々の町人片々の御  
 旗本殊は妹婿の島田あれは是を識と思ひれ五郎兵工事は不審の答  
 多けれの盗賊不相違あり火責水責と責らるる付五郎兵工は  
 へる心あるべき事と白状は及ひられ伺を經て罪科を定め近  
 々打首み仰付られ切溜へ下げられけ此切溜とらるる近年ハ淺  
 草田甫はありて車善とといふ者預りたり一五郎兵工如何なる  
 因縁もや無實の難ふ陷る事不便といふも愚あり  
 第四回 一心太助大久保彦左エ門殿へ哀訴の事  
 爰ふ小田原町に住む魚賣渡せう一多助といふもの有ける  
 此のりの元と手廻り奉公を勤めりて出生の神奈川辺の魚賣

とあり腕一心の二字彫り故異名にて一心と称されけりこの  
 多助五郎兵工方へ年久しく出入りして至て懇信なれ資本物と  
 のき支へると毎度金子をと無心なると此程漸く快氣  
 ありけり多助久しく病氣あり泰らざりし程漸く快氣  
 して謙言町へ来りたるふ松前屋の店は戸の締りありけれバ  
 多助ハ大驚き是の何事をや親方の身の土大丈夫あまは  
 如何ある事や心ありと路次より障子をあげ見れば女  
 房の髪も取乱し忙々として何り番頭新六も物按トある顔  
 色は多助のまじり心元あり声かけ多助は御機嫌  
 よの御ざりませうと尋ねられ女房答へりこれハ多助  
 殿におこせり久々見えゆこそ来ませしを内みくの不慮  
 の事の出来て大ひは苦勞とぞあり夫五郎兵工殿の纏めふ  
 くり御奉行様へ引れりと聞より多助ハ大驚きそれハ又



川崎与五左門

今更是非あり其

五郎兵衛とやう

正直者

と云

同心

同心



島田藤左衛門

島田藤左衛門

其方町人となりあが下々の  
うらみと敵り若も無實の  
罪をとり難儀は陥るもの

島田已の意趣  
どうもさんと位  
の小者オをく  
くつらひ悪謀  
と廻らむ

必も申  
聞よむ  
そのときハ  
実否糾一遣  
ヨレと一奉行へ賄



林前屋

川崎与左衛門

今更是非あり其

五郎兵衛とやら

正直者

といふ

とも

同心は

いろいろ事

いろいろ事



島田藤左衛門

左衛門の  
相あつて  
申され

殿様の御  
意にも覺へ  
助再び申  
乃れハ多  
助再び申  
是

其方町人となりあが下々の  
罪あり難儀は陥るもの

島田己の意趣

の小者オヤウ

くつらひ悪謀

を廻らむ



必し申  
聞  
そのことハ  
実否糾  
遣  
奉行へ賄

公前屋

とて罪を道れ或は人罪を譲りあどせざるものの中其分は  
差置むと仰らるる一と膽ふりつて寛居りは起れふ何ぞ此  
度のことの御採用あきいやは殿様も御歳さるは御氣力  
の斯まを漸く成らんしと歎息してを見へん彦左工門の  
老年あれども元より豪氣の人あれい今多助の一言も膝をもち  
いやよ多助其願ひは造めらる様ありや無實の罪の明白あれは  
我深き存寄ありあを委しく探察しと未だ有らんが多助  
いまま願ふ奉るべしとて暇と告立出つと思ふや何れも島  
田屋敷を怪しめんと思ひ彼のアキの近辺を魚を賣りやう  
せとてを規ひける

第五回

一心多助島田屋敷へ入込証様と成る事と持  
斯く多助の彼の島田屋敷へ入込証様と成る事と持  
日ありふ此部屋あつた日々榎葉の盛るれは多助ハ魚と賣込御拂の

御序の節やぐ宜しくと安心し請ひて取入る夕日と退て親あり  
くくせること四五日成りれは青代も余程さうりつる中間ものり  
やうりや一盃呑むへ拂り程溜るとも氣遣ひも及ん此部屋へ今ふ  
五十兩程の金うと入るゆいり程拂が溜るとも氣遣ひありといふと聞  
多助はそれのけり成る事あるを秘もちと能ひ金の中を致しこも  
のありといひわ多助其金のものといひ記の此五人へ十兩といひつた合点  
が行まが先際して聞せり貴様諫訪町の松前屋五郎兵衛といふ殺  
やと知るいらやと聞けり多助知らぬ負や一向をんと申さると答る  
ハ其五郎兵衛の町人の分ぎや御術指南をせよと申す元より御術の  
指南あきりとも憚りらぬと悪く偽を以て拂米の有とん呼  
寄強て立合と望まれふ内田様川崎様もあつた打のあきり  
旦那り見よて技打あきりや如何しと申す旦那も庭へ投付られ  
其後五郎兵衛ハ逃帰り併り旦那様の知恵者やへ様くの漸

頼ふ依く一々所の疵一分二々所あれの二分と定め我く五人  
 る五郎兵工と盗人は誅へ首尾よく御仕置濟んご上りの五十  
 兩と裁く其の骨折として下さる約束あるが夫故拂の同違  
 一盃呑べると下部の癖として有の俵は残りも吐くが多助  
 ハ聞て内心大は歡び何うもぬわのもちよく其時こそ魚と賣申ん  
 と口を言へと心もこれ松前屋を助る能わがり悪きくものら仕  
 ころあり今と思ひ知らせんとい暇と告ごとく一は帰り直ふ彦左門  
 の方へ赤り右始末と逐一は申上る彦左門聞より大は立腹あり  
 島田川寄内田の三人憎き振舞不届至極の仕方あり其通り相  
 違あり御捨ふ成りごとく直上町奉行原伊豫守へ使者を以て  
 申入けり此間浅草諺訪町の松前屋五郎兵工とい者御吟味の  
 上御裁許の極りゆり承り及び得共右一件付ては批者願の筋有

之間五郎兵工御仕置の儀暫く御延引下さるべしと申入れけり伊  
 豫守とんは答るや御使者の趣兼知のりゆ得とも五郎兵工一件ハ  
 御老中へ伺のり御下知相濟近日御仕置は定りゆ得ハ私あしき  
 事故御挨拶成りごとく返答ふ及んらん彦左門ハ堪へ然らば  
 御老中衆へ参るべしとて御用番酒井准樂頭殿へ参らん右の段  
 申上ゆ處是も同様御大老へ申達せし事あれハ自分一存取計ハ  
 難しとの挨拶あれハま御大老井伊掃部頭殿へ罷越右の趣き  
 申上る上聞は達せし事ハ中へ以て再吟味成りごとく申されり

第六回 大久保彦左門御前へ出く再吟味を願ふ事  
 斯く彦左門ハ腹を据る直に登城し御前へ罷出申上げら此度浅草  
 諺訪町松前屋五郎兵工と申者盗賊の罪ハ相定り近日御仕置の  
 事ハ秘知仕ゆ然る處右の者私方ハ數年出入の者も中へ左様の  
 事を仕出しゆ者ハ非も子細有儀と存奉りゆ同篤と相糾しゆ處吟

林前庭



味行届るが儀もあらず存  
ひ罪なき者と死罪行ひ儀  
不仁の致るは政道の邪ふ  
似たり依てこの義再應  
御吟味价付  
られ下置  
やうめ願ひ奉  
ると申上  
れは將軍  
家聞とさ  
れ彦左門  
の申ことあれとも  
目げめを以て申付○

五郎兵衛妻

番頭新六



うーこの儀の扣へ申  
べーとの上意あれは彦左門  
口畏り奉る去あらず政道邪  
あるとさこの國家乱れ五郎エ  
グ命の取らざるもといへ  
とも御政事の行とらさ  
の御先祖へ  
御不孝且  
の後世にの御  
耻辱ありと申こ  
其上君も兼て  
御存知の阪寄○

一心多助





申あり國の乱し始と承りゆ何分此一件ハ再應御吟味仰  
 付られゆへ願ふ願奉ると申上げられ將軍家聞しめされ  
 汝ク申處至極せり東照神君の御遺言ハ我あり後ハ彦左エ門  
 を我と思ふべしと仰置れざる程の其方あれ再吟味の儀解届け  
 たり然る上ハ吹上りまわりの彦左エ門承り吟味致さべしと  
 の上意みて御老中より町奉行原伊豫守へとの段仰渡され吹  
 上りおきて再び御吟味とい成りけり斯て原伊豫守ハ此事と  
 承り心中大ひ怒をあらせ我苟も町奉行の職ありて一度  
 吟味と逃げ裁許極り松前屋五郎兵工と彦左エ門ハ願ひ  
 依て再應吟味は及ぶ事甚以て心外なりその上の吟味あり  
 万一五郎兵工申訳立つとき我オラ落度と成べし五郎兵工の  
 家内今一度取調へ何れも怪しき品有ああらうこれと以  
 て落度と成べしとて役人へ申付家捜しと致させけりん鑑一

領あり殊小大将分の着せへき花アウあつて掛りてこれ添  
 二通書付あると披見せらる各印形のあき馬あり志れ共  
 町人の所持せべき品あらねは是こと彼を罪し落せし能品か  
 りと伊豫守ハ大み悦びいより五郎兵工ハ罪道とてと御  
 吟味の目限を相待ける扱も彦左エ門ハ再應の吟味仰付られ  
 大み悦び早速多助と呼寄せり其方願の通り再び御吟味  
 の有ふ付五郎兵工ハ數年我方出入せし趣み取計ひ置され  
 彼れの妻子并み手代ともへ心得させ置き吟味の節いりあ申  
 立よ此彦左エ門其席は居れりも恐る事ありといとれん  
 多助ハ手の舞足の踏所を覚へぬまを大い悦び誡ふ御旦那  
 の御蔭を以て再び御吟味有之段難有仕合ありと急ぎ誡訪  
 町へ罷越さるるの詔と家内ハ言用せられん家内のりのハ泪の  
 落ると覚へぬまを彦左エ門様の御恩多助殿の漆切何とて報





松前屋

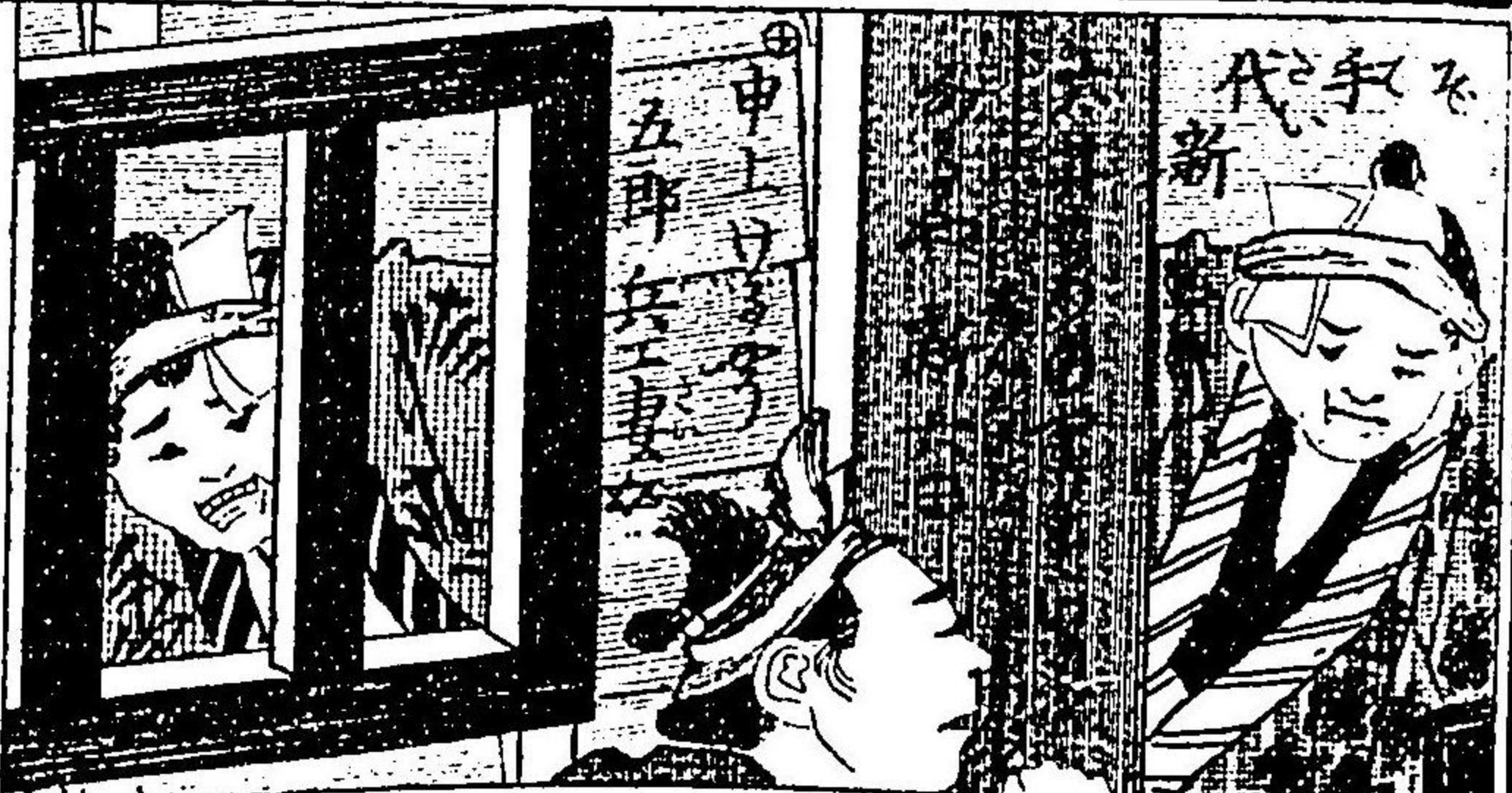
一心多助島田が  
アキハ入りこ  
五郎兵エウ無実  
の罪の實否を  
さぐる



どうと声うけられ  
總ふりて御台捕  
常々五郎兵エウの悪事  
七頭仕儀の御座ありと申

上ヶ  
れハ  
○キ  
い  
聊  
一心多助  
相  
後日

代新



申上  
五郎兵エウ

通  
の  
申上



相違  
決  
五郎  
兵エ  
盗  
杯  
思ひ

恐るる相手く嚴く御吟味偏願奉ると御答を申上  
 けられ彦左工門承り少くも相違るれなき哉二人とも下るべ  
 しとてまゝ高聲ふ松前屋五郎兵工これへ出ると呼ぶれば繩  
 付のまゝ五郎兵工ハ白洲へ出て平伏せ彦左工門きつと見て  
 其方去ル九月十九日旗本衆家来へ喧嘩を仕うけ懐中の物を  
 盗らるるより依て御吟味の上御仕置相定るところ其方儀多年我  
 りて出入せらるる付妻并に手代共再吟味願出する付其段上  
 聞ふ違ひ此の御吟味あり其方出入のこゝろ心底も荒  
 きハ存せられども其郎の始末并に盗賊致さぬ証據も何  
 らばつゞまじ申上べしと御尋ありければ五郎兵工あり難き仕  
 合は存奉ると御請申上内心は思ふなり是まを御出入を致せし  
 ことあるは御出入のうら御らるる合点ゆうさる事ありこれ  
 細のあることあるんと只きうらもきて居りけり彦左工門ハ

高聲は五郎兵工御前ありをありていふ申上よと申されれば  
 そのとき五郎兵工ハ恐るる頭を擧げ私儀家業ふいと委  
 ね商賣繁昌仕り何不足なく暮しゆい盗賊杯仕ゆ儀ハ曾て  
 覚へられぬ況い名人と何れゆ事夢もをんト申させ彦左  
 工門いやく左様なり申すハ申訳は相あるを何れ証據は成べき  
 事と申上べしと其時五郎兵工答るやうにとり身は覚へあ  
 きことあれバ証據と申も御座あり併あり此儀申上ゆも恐  
 れ多しゆ得とも是非なく申上ゆあり去ル九月十八日の夕  
 刻御侍衆参りれ其の新堀端島田藤左工門方より参りゆ拂  
 米これある付明朝自身は参るべくゆりの御使われハ十九日  
 朝島田様へ殺上仕ゆ處大勢御出席みて私と召呼れ其方の  
 劍術の覚へあるより承る拂米有より申遣せし全く偽りあり  
 其方の手の内見とき為あり門人の内何れ成とも相手ふ立合ふべ

分御免下さるべしと只官願ひつども御承引なく大勢の御方  
 異口同音立合致さる此場の立せぬをとの御詞は是非なく立合  
 仕ひ履内田惣左エ門様とやら始御立合成され御相手仕ふそ  
 ぐも私勝と戴き次山川奇様とやら是も私打勝され藤左エ  
 門様真剣を以て御打掛りさるゆへ余儀なく引さる御庭へ  
 授出し其終早々罷帰りの右の儀申上ゆへ御武家方の御耻  
 辱とハ存ひ得とも申上と事明白相あさる故是非なく申上奉  
 りゆと申上ければ彦左エ門と聞ゆ地興未練の者共あり武家  
 として町人打負其上真剣を以て打り其身も打負け丈の  
 あらむ其意恨をさるさんめ謀計を以て罪落さんとい言語  
 道断の致しあり島田藤左エ門川奇与五左エ門内田惣左エ門右三  
 人早々罷出べし五郎兵工のひと先下るべしと

第八回

島田川奇内田の三人偽りを以て罪を覆ふ事

斯て三人とも御掾側平伏彦左エ門申さるゝ其許家来  
 ども去る九月十九日五郎兵工は喧嘩を仕掛けられ刺懐中  
 物盗取し一願出先達て吟味の處いよ五郎兵工は盗  
 賊不相定りゆ得とも何とやらん吟味行届さる儀もこれ有り  
 止此度再吟味致さるありん六三人畏り申上ゆ私ども三人  
 九月十九日浅草観音へ参詣いよ茶屋は休ゆは表のり騒が  
 しく何事やらんと罷出見ると家来の者共朱は漆で申聞さる  
 狼籍もの不出合さる其者の謀訪町松前屋五郎兵工と申者あり  
 と承り何事も御先の儀ゆ不塔は付五人の者一同不暇を遣  
 しけり其際町奉行所へ訴出ゆ伊豫守より沙汰二付承  
 知仕ゆ先達て御吟味の節申上ゆ通り彼五郎兵工の物取は相  
 違こん無と存ひ委細の家来共へ御尋下さるべくと申ければ

市郎兵工

彦

左工門

弥兵工

相違る

やとして

ことあり

五郎兵工娘

吹上ふ

大久保再び

五郎兵工妻

伊兵工

原伊豫守

申立 新 彦 兵工

五郎兵工の  
罪を絶ひ

文平

五郎兵工

日藤左門真劍を以て  
きりつ

新助

庭へ投出され

し事と説

上せり

人の多助

女謀

白洲

公前屋

○術と試  
その島田

大久保彦左工門

九月五日

兵

※彼才向ひ

九月

申立

廿一



奉行へ欠込願せしと其節の始末あり体は申上よと申され  
るれば中間とも先日原伊豫守殿申上り通り逸々偽りを申  
立てる側は島田川寄内田の三人己れが罪を遁れんと種々の  
助言を添えんども彦左工門とくすり吟味の筋を操り置けり故  
十餘は偽りを言せ置伊豫守殿あれと御覽あれとく小田原  
町二丁目一心多助罷出平伏せし時彦左工門いふ三家の家来  
どもこの者を控へ罷在やと尋けり成程魚高ひは泰りゆ故  
見知居ゆありと答へん然其方ども先達で此多助は向ひ魚  
の辨海りきとて決し案することあり五郎兵工の御仕置濟次第  
旦那より一人は付十兩づ都合五十兩請取答あり其款はか  
くと委細のことと語りたるがこれをも申訳ありと彦左工門  
五人の奴隷をもちことにならみ高声あり爰は何方と思ふを恐れ  
多くも御前あるを偽り申せば首り飛を其方ども主人の申付

あれはいやともいふれは右の通りよとせしあらん有体は申上  
よ多助といふ證人あれは最早遁れぬありこのうへ偽りもたて  
ハ拷問よりけりて言せざるをと大声よ申されんば仲間どもは恐  
まきまきあつて出い多助う申上り通りは相違御座あつと白  
状は及びなれ彦左工門いふ御一坐のくく御聞ありし不届  
至極の三人あり追々御尋ねの次第あれは今日より頭支配へ  
御預け仰付らるあり左う心得べしと言渡さる三人の面々顔  
色変下て見へみける其時原伊豫守りより假令此一件のともあ  
れ五郎兵工宅を穿鑿し時怪しき品有付取寄置り  
御目あけ申べしとて鎧甲六具とも二通の記文を添えんと持  
出しけり彦左工門これを見ていふう思ひ是は何人の所持ニ  
ゆやと尋ねる伊豫守申さるる彦左工門いふ五郎兵工方家来  
致させゆ是土蔵の内ふ深く仕舞置ゆよし全く町人の所持

松前屋

申す品ふあはれん大将分の着せべき持へり是ふ副二通  
の書付有り然らば大阪方の討滅さるる浪人あはれん此度の  
一件より大事あり其儘入替置べき五郎兵工あはれん死罪申付  
然るべし彦左門殿へ數年御出入と申へ其意を得せと言はん  
彦左門あはれん敷を見へしけり板右の書付と披見せし其文は日  
其方事地理委敷由此度於致案内者恩賞可給者也

天正十八年寅八月 御名印あり

松前屋庄五郎江  
今般味方十分ニ利を得し事其方地理案内之功ニ依て廣寄領  
之内千五百石宛行者也

天正十九年卯五月 御名印あり

右の書付彦左門一覽ありて何とも合点なりを子細をあはれん  
松前屋庄五郎江

五郎兵工其方宅へ伊豫守より改め遣しけり町人は似合  
ぬ鑑甲外は二通の書付有りらるるの記みくケ様の品を所持為  
し右の品を津輕廣寄領より父庄五郎兵工賜りしと松前  
議請の品も此書付の恐多くも大岡殿下より一通東照神君  
より一通右庄五郎へ下置れし書付の寫より庄五郎儀の津輕廣  
寄あり手廣く商賣仕代々帯刀も仕仕家柄殊は天正の頃九の  
戸御陣の節右の二通の頂戴仕仕又其節淺野彈正より拜領の  
より甲の甲の甲ありと申上げれの出坐の衆中の眉をひそめ居ら  
れけり私儀の継母も疎まれ父庄五郎死去の後の家を追出さ  
れ別腹の妹へ養子に入れ松前屋の家相續仕私儀の是非あ  
く江戸表へ罷出穀物商賣仕仕と申上るる此時原伊豫守板こ  
そ地頭より追放とあれは五郎兵工親不孝且惡事ある相違る

松前屋

不忠不孝ハ天下の憎む  
處この一件おぼれて罪と定む

と申されんれが彦左

エ門いこつてやう罪の

輕重ハ定む

この吟味日延願ひ

申上津輕越中守役人其

節掛り合の役人庄五

郎後家娘のこと

まを呼出し驚と

相見申さばいひ



原伊豫守

大久保彦左門

日不孝あり

原伊豫

守松前

屋の繩針

と吟味と



彦左エ門

御前

のうま

向ひるの

さびの吟

味うんの

事ある付

松前屋五郎共工

日延の儀願

ひ奉りて申上

松前屋

願の通り申延の儀沖のりありて還御相成より依り其日の朝  
ハ果みけり

第五回 原伊豫守津輕越中守國許へ飛脚を遣はす事  
斯くて津輕越中守領分の掛り合の役人并庄五郎後家娘輝迄  
残り申遣しつれが家来の内奉行南部市郎兵衛同役信走弥兵衛  
許へ申遣しつれが家来の内奉行南部市郎兵衛同役信走弥兵衛  
并松前屋後家娘輝伊兵衛等皆出頭しつれが彦左工門ハ  
我野家の用人を遣しつれが戸御陣の節の記録を取調させし處  
甲冑のこゝと文通の儀も判然とせしれありしより吹上り  
於て御吟味相成御簾の内より將軍家出坐あり太老老中  
諸役人町奉行原伊豫守中央より大久保彦左工門双方出され  
時彦左工門申出されしれが越中守家来南部市郎兵衛信走弥  
兵衛并松前屋庄五郎後家娘輝伊兵衛等皆出頭しつれが呼り

けられしれが白洲へ平伏せし越中守家来差添留守居一人罷  
出御椽側より居五郎兵衛も同ト白洲へ平伏せし其れ彦左工門  
申されしれが庄五郎後家承つれ悴五郎兵衛家出の始末委細申  
上べしといひ渡さしつれが畏り奉りしつれが悴五郎兵衛儀ハ庄五  
五郎存生の節常く大酒のそめて異見を加へても一向相用申さ  
せ其上庄五郎へ折く手向ひが仕身持至て宜しうらまぬ庄五郎  
心底より叶ふと依て勘當致せしつれと度々申聞ゆ得とも私為り義  
理あり悴五郎のこゝとあれは世間へも有り庄五郎へとも名くと取成置  
ゆ得とも庄五郎末期及び五郎兵衛事ハ不行跡者あは妹へ輝  
養子致松前屋の家名相續つてさせしゆ遺言を付右の如く御地  
頭所へ相願ひ御役人御吟味の上追放申付られし私儀も五郎兵  
衛三木の時より養育仕令更残念に存奉りありしつれの内針と  
合しつれが母并娘輝とも同様ふ言上しつれが町奉行原伊豫

ろれを聞其通り、相違なきや左も有べしと云れけるは彦左工  
 門手と云まわき暫く物も言のであり、一が伊豫守の又伊賀の  
 伊兵工は向ひ其方儀ハツ心得居るや、包まを申上べしとありけ  
 れば、これも同く五郎兵工家出の事、只今母の申通り懸しき  
 まふ申立ければ、原伊豫守聞れ五郎兵工不孝者の大罪人これよ  
 ても申訳あるやと云れけるは、五郎兵工の差うつむきてを和へけふ  
 伊豫守はあつりを見廻し、越中守家来市郎兵工并に弥兵工五郎  
 兵工家出の始末のうあつりやと尋ねらるるに、二人申上るは、五郎  
 兵工常々大酒好の由若氣の至りと存差置の處、庄五郎死後、  
 至りても猶止ま家内の騒動も及ぶべきや、庄五郎後家願出  
 るは付葛と吟味の上、不孝者の罪を以て追放申付儀、少も  
 相違御座あつと申上られ、伊豫守居丈高は成申さる、いづよ  
 五郎兵工の大罪人、承せん忠孝の二ツ、天下の要あり、最早吟味

い落着いて、こりと高しと申され、けり、五郎兵工ハ申訳なき  
 ず、見へり、さふさしもの彦左工門も如何とも、息を吐き、  
 つい、見へり、暫くありて、彦左工門の市郎兵工強兵工の  
 二人承る、松前屋庄五郎義、いり、家柄あつ、と尋ねる  
 一庄五郎儀、越中守家来、あつ、と申上られ、彦左工門、  
 一、左、あつ、い、我、この一件の始め、松前屋の家筋、其外を  
 も、乱さん、為、松平安、藝守、頼て、九の戸、御陣の記録の内、松前屋庄  
 五郎と申者、加、居、と、披、見、致、一庄五郎儀、御由、緒、も、これ、有、中、  
 以て、越中守家来、非、其、國、は、在、あり、是、と、知、ら、不、念、至、極、あり、  
 扱、又、伊兵工、其、方、親、共、い、づ、あ、つ、と、尋、ね、ら、る、私、儀、ハ、越中守家来、の  
 次、駈、ま、い、り、と、申、あ、つ、彦左工門、重、て、親、の、姓、名、何、と、申、と、尋、ね、ら、る、  
 一、差、添、の、苗、守、役、の、者、申、上、け、る、則、ま、は、わ、あ、つ、南、部、市、郎、兵、工、次、  
 男、あ、つ、い、り、と、申、上、け、る、彦左工門、聞、く、何、市、郎、兵、工、の、次、男、と、然、ら、

松前屋

五郎兵衛追放の砌も奉  
 行役も市郎兵衛あるや  
 と向れられん左平と  
 ひありと申上り  
 小彦左エ門手を  
 打と暫く考へ居ま  
 が伊豫守とのあひ吟味  
 今日と限りと仰られども  
 彦左エ門に於ては存せざる子細  
 あれば追々吟味と遂  
 へさかりと申さるれば  
 伊豫守のやとよ彦。



※親不孝の者は相  
 違あるまじく此上最  
 り吟味し及ぶま  
 トと憚るのりあり  
 申されりれん彦左エ  
 門承りいやく松前屋

多助彦左門  
 の遺ひを以て  
 廣寄共村  
 文平方へ行んと  
 して因らば旅  
 宿に文平あり

庄五郎  
 喜内  
 義の松平安藝守  
 うご客の戸御陣の記  
 録と委  
 ろれが驚と相し



公介

社七

松前屋

五郎兵衛退散の跡も奉  
行役も市郎兵衛あるや  
と問れぬれ左平  
ひありと申上ける  
小彦左エ門手を  
打と暫く考へ居ま  
が伊豫守とのあは吟味  
今日を限りと仰られぬも  
彦左エ門は存せし子細  
あれは退々吟味と遂  
べきありと申さるれば  
伊豫守の如くよ彦。



文平

多助

△あれども  
御出坐の  
衆中も御  
殿の通り五  
郎兵衛儀申  
訳もなき上

親不孝の者は相  
違あるまト此上最  
と吟味し及ぶま  
トと憚るのちあ  
申されりれ彦左エ  
門承りいやく松前屋  
多助彦左エ門  
の遺ひを以て  
廣寄片田村  
文平方へ行くと  
して因らば旅  
宿文平オヨ



喜内

庄五  
郎  
義松平安藝守  
の客の戸御陣の記  
録よ委  
あれが驚と相し

△あれども  
願ひ  
奉  
と御  
見

遣りたれバ御側衆を以て彦左工門の願は任せられけり

第六回

彦左工門家来笹尾喜内并一に多助津輕赴事

却説彦左工門の其夜つらく思ふる今日二件付五郎兵工罪の申  
訳ある申上へき其儀あき合点ゆへに五郎兵工は悪事も  
あることとと思ひ居られぬ不図思ひ出し牽掛りの石出帯力  
を相抱き頼こけり此間の吟味のせり五郎兵工一向は申訳も  
致さる審しき事あるあれ此趣五郎兵工は申聞せられ  
ありけん帯力の五郎兵工は此事と申聞せり親の悪事を申さる  
ハ子として子の道はあざれ差相へり神尋あれ申上ん始と  
ハるる終りぬ多助と津輕越中守家来南部市郎兵工信夫亦  
兵工の兩人継母と馴合のこと詳し石出帯力は勸語れハ彦左  
工門へのり申遣しけるは彦左工門は思慮之趣らハ此事ハ  
つき證據とあるんさハ父庄五郎の口仕ひさる者ハ津輕廣寄

片田村文平こそ事の始末と能く知れり彼れと呼寄るの一件の  
証人ふ立ちこそよれとて家来笹尾喜内并一に多助申合め急ぎ  
津輕表へ出立のことと言付られハ兩人ハ早々不用意との津輕と  
さして出立ハ白川の駅宿りけりふれ天の恵とあいに四らも旅  
舎の宿帳は彼の片田村文平の名前見へけるハ兩人の事の早も分るべし  
歡び合へり扱この文平あるものハ八十五及ぶといふも至て壯健あり  
あり笹尾一心の兩人ハこの文平は面會ハ事の一五十一と物語り主人  
彦左工門の内意とも申聞せりハ彼文平ハ今般五郎兵工罪の次第御  
仕置のことと噂し聞たれハ父庄五郎ハいと主人のことあり且五郎兵工  
の無實の證とこそんものと遠きといふも江戸表へ歎願ふのわざあり  
とこのことあれハ直ハ三人打連れとち日を經ハ彦左工門ハ帰りたり  
扱この文平と申者ハ年こそ八十の老年あれ記憶も至く能く壯年の者  
あもなきハ何やら義氣鏡心ののりあけ証據と成き書類も幸ふ



持参せられたる五郎兵衛の身みの明りもつて五郎兵衛の儀ぎのりのりのハ  
 互たがひに歡よろこびあへり去程きり五郎兵衛一件いっけん再度御吟味ごぎんみの儀ぎ上聞じやうもん入達いりたつし  
 御大老初御老中并おほいらうしゆらうちゆうぢやうぢやう所奉行役人しよはぎやうやくにんへ達され吹上御記録ふきじやうごきらく所各出坐致しよかくしゅざし  
 されり掛り合かひあひの者島田川内田三人しまのかわうちださんと初はつしちとして一同いっしやう出され大久保  
 彦左エ門申ひんざえもんしんさる事五郎兵衛一件いっけん掛り合かひあひの者共しよども双方ともしやうはうとも罷出まひだよと  
 申上しんじやうさる事理ことわりりふ似にこれとも文平ぶんへい申上しんじやうさる事承うけたまり市郎兵衛申事しじやうべゐしんじ  
 全ぜんく偽いつはりりあり市郎兵衛ハ其以前庄五郎後家そのいぜんしやうごけと密通致ひそつうし居あり兵衛  
 の取持とりもちりし聲こゑの世話致せわし不孝ふかうと名なとつて五郎兵衛と追放致おひやうはし相違  
 有あり申上しんじやうさる事文平ぶんへい懐中くわいちゆうより其節そのしゆんの艶書えんしよを取とり差上さしあり彦左  
 門かハ披見ひけんあり市郎兵衛より後家ごけへ送り文ぶんあり市郎兵衛ハ少せう顔かほと  
 上うへこれを見るみるは自分の手跡てしせきありきんハ恐おそれあり只今ただいまの艶書えんしよハ不儀ふぎの記  
 様さまと仰おほせられとも私わづかに於おて曾まづて覚おぼへり全ぜんく似にせ華はありと言上ことばありけんバ

文平ぶんへいままく懐中くわいちゆうより一通いっとうの艶書えんしよを取とり申上しんじやうさる事市郎兵衛ハ奸智けんちり  
 者ものの始はじり本書ほんしよと差出さしだり似に華はありと思おもひ態たいと偽いつはり華は  
 と以もつて計はかりりありとつて市郎兵衛ハ一言いっげんの申上しんじやうも恐おそれり彦左門  
 へ倍たがひに申上しんじやうさる事武士ぶしの數かずあり入いりて者ものの不届ふとぎ至極しごくありとつて白服はくふくられハ  
 恐おそれ入いりて見みへあり又後家ごけの方かた由緒よしゆあり松前屋まつまへやの總領そうりやう五郎兵衛と通  
 出とり已いりて後ごに致いたせ一段いっだん不届ふとぎあり申上しんじやうされけり後家ごけハ一言いっげんの申上しんじやうも恐おそれ平  
 伏ひらせ其そのとき文平ぶんへい申上しんじやうさる事罪つみなり五郎兵衛と追出おひだり段古だんこ主ぬしも無念むねんと思おもひあり  
 らん願ねがひ五郎兵衛ハ松前まつまへの家いへ相續あひつぎ仰おほせ付つけられりといわれ彦左門ひんざもん其儀そのぎ  
 追おして御沙汰ごさた有ありといふと夫つまより多助たすけは命いのちとて五郎兵衛と腰掛こしかけして衣服いふくを改かめさせ  
 取とり出だす時ときハ五郎兵衛ハ兼かねて彦左門ひんざもんの用意ようい致いたし置おき置おき黒羽くろは三重みやへの小袖こすそ麻  
 上下かみした大小おほこほ立旅たちりよは出立しゅだつりて人々ひとびと驚おどきりける

第七回 松前屋五郎兵衛御旗本立身の事

つて大久保彦左門申上おほくぼひんざもんしんじやうさる事五郎兵衛儀ごぎハ庄五郎しやうごの惣領そうりやうあり家柄いへがらのことハ松平

松前屋

安藝守記録上東照宮

の御一心多助

墨付頂戴の事おれ御

家人同様 大分保彦左エ門

御縁頼へ出—とありん

五郎兵五始文平多助

悦事限り

あ

そのとき

彦左エ門の罪

の軽重と糾



△申付る

不信夫

弥兵五南

部市郎兵五切腹

娘智伊兵五

松前屋へ下置れ千五百石

御取上

返放の上

江戸御構申

付るものあり

差添の苗守居へ申渡さ

れり

り

五郎兵五

市郎兵五

口申上島田

藤左エ門内

田惣左門

川奇

与左エ門三人

島田五郎

郎兵五と

皆願ひ

殺さ



○のりハ

島

付申

右第

共藤

左

門

三ケ

の津御

構

△仰付らるふ

か

三

十

平伏也此時原伊豫守ハ一言も色を變じて見へけり又三士のりの  
 歎願して五郎兵工真劍の御聞齋ありて浅草並木竹矢來と結廻し  
 内出御ありて立合ふ一人も勝つ能はらざる終に五郎兵工の為  
 切殺されり此折内田惣左門ハ兩人の体を見振ひてあきけれ彦左門ハ高  
 声に内田惣左門の臆病打首と申付ありて役人下知して惣左門ハ  
 首と切らせり斯て三人の死骸取片付も濟けれ彦左門ハ御前  
 へ罷出右三士どもの知行貳千二百石と松前五郎兵工下置れ  
 御旗本の列に御取立有るんハ五郎兵工ハ平伏して冥加至極有る  
 一と御請仕つり其外夫々御褒賞あり文平ハ松前屋の千五百石を  
 廣寺に於て下賜り手代新六ハ後見として七百石と下され一心多助ハ松前  
 屋跡へ残りて下給り是偏に大久保彦左門の御任政あり愛りたる事あり  
 松前屋義勇傳 畢

明治十七年十二月廿四日御届

定價拾五錢

編輯人

東京府平民

増田蘭谷

浅草區小嶋町  
二番地住居

出版人

東京府平民

荒川藤兵衛

日本橋區馬喰町  
二丁目九番地

平伏也此時原伊豫守ハ一言も色を變じて見へけり又三士のりの  
 歎願して五郎兵工真劍の御間濟ありて淺草並木竹矢來と結廻し  
 内出御ありて立合ふ一人も勝こと能らぬ然るに五郎兵工の爲に  
 切殺されし有り此折内田惣左門の體病打首は申付ありて役人下知して惣左門の  
 首と切らせり斯て三人の死骸取片付も濟けれ彦左門ハ御前  
 へ罷出右三士どもの知行貳千二百石と松前五郎兵工下置れ  
 御旗本の列に御取立有るんハ五郎兵工平伏して冥加至極有る  
 一と御請仕つり其外夫々御褒賞あり文平ハ松前屋の千五百石を  
 廣寺に於て下賜り手代新六の後見として七百石と下され一心多助ハ松前  
 屋跡へ残りて下給り是偏ハ大久保彦左門の御任政に愛りたる事あり  
 松前屋義勇傳 畢

明治十七年十二月廿四日御届

定額拾五錢

編輯人

東京府平民

増田蘭谷

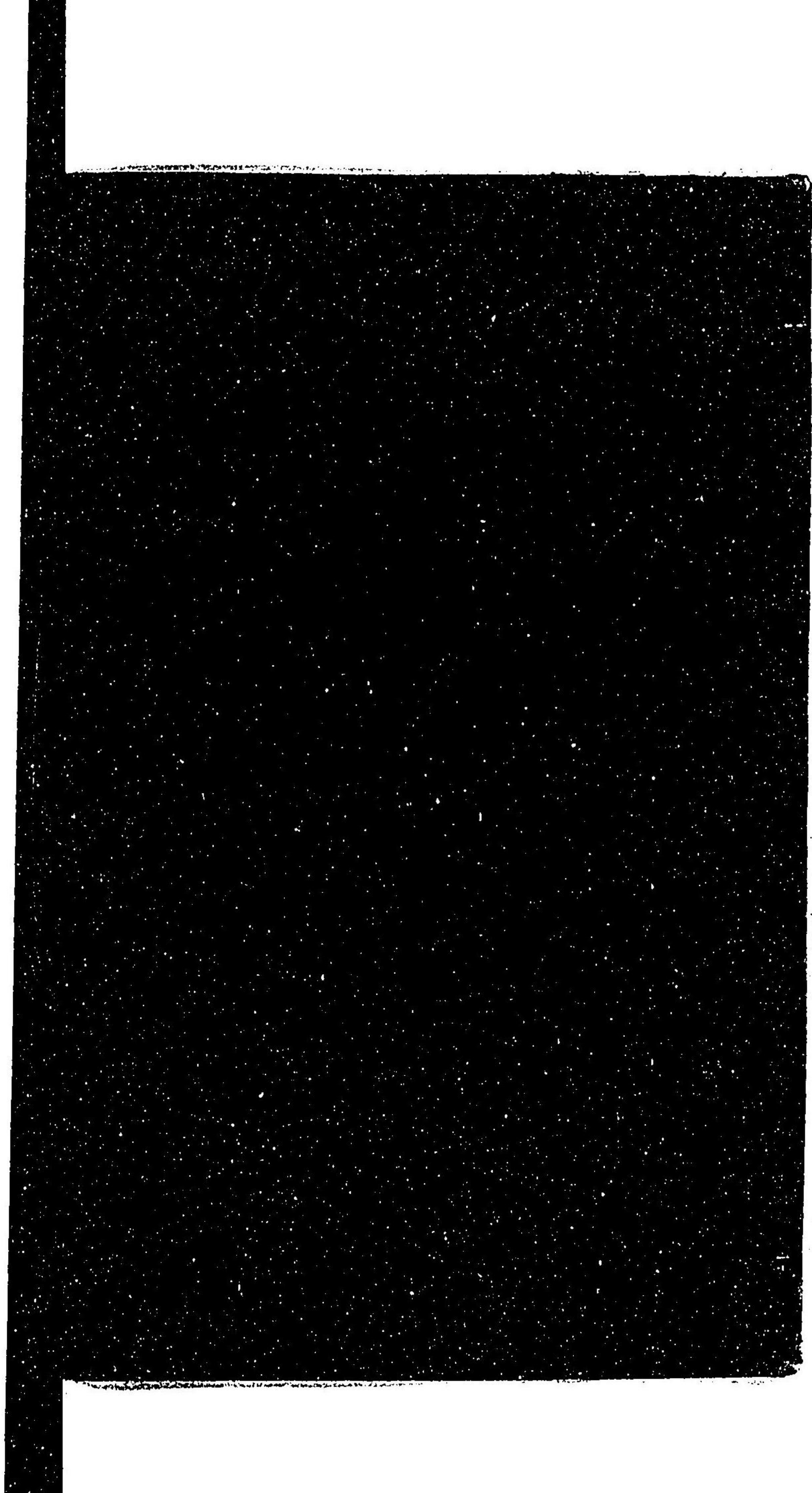
淺草區小嶋町  
二番地住居

東京府平民

出版人

荒川藤兵衛

日本橋區馬喰町  
二丁目九番地



松前屋義勇傳  
增田蘭谷編

特60  
362

091384-000-5

特60-362

松前屋義勇傳

增田 蘭谷 / 編

M17

DBN-2286

